

## 成田国際空港管理規程（抜粋）

### （使用料金）

第 14 条 離着陸等施設を使用する者は、着陸料又は停留料（以下「使用料金」という。）を、次に掲げるところにより、遅滞なく日本国通貨で会社に支払わなければならない。ただし、あらかじめ会社が指定した者は、1 箇月分を取りまとめて会社が指定する期限までに後納することができる。

（2）停留料 離着陸等施設を使用して停留する航空機について、その停留 1 回ごとに次に規定する算定方法で計算した額とする。

（ア）国際航空に従事する航空機

当該航空機の重量に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める料金率を乗じて得た額。

（a）停留時間が 6 時間未満である場合 200 円

（b）停留時間が 6 時間以上である場合 （a）に規定する額と、6 時間以上となる分の停留時間 24 時間（24 時間未満は、24 時間として計算する。以下同じ。）ごとに、200 円を足して得た額の合計額

### （使用料金の免除）

第 15 条 会社は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する着陸又は停留については、その使用料金の全部又は一部を免除することがある。

（4）航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸及び停留